

第 一
號

91

○(一)本覺書は日本、即ち北海道、本州、四國及九州の四島並に占領軍の

「日本入國並に出國時において携帯を許される個人の財産に關する件」

逓 台 國 最 高 司 令 部 覺 書

A 4 一 三 〇 (昭和二十四年一月十八日)

S C A P I N 一九六六

逓 絡 調 整 中 央 事 務 局 政 經 課 仮 譯

昭 二 四 、 二 、 一



要 在 意 後 員 課 、 經 理 部 首 通



逓 台 國 最 高 司 令 部 覺 書

引 揚 逓 絡 報 第 一 四 一 號 掛 任 小 園 學 務 官

昭 二 四 三 二 四 二 二 日 逓 絡 課

支配下にある附近の諸島嶼に入国若しくは右より出国する個人の携
帶する財産を規定する基本的指令である。本指令の規定は一切の日
本人及び占領地の人員又は占領地に所属するものを除く外國人に適
用される。

○(二)本覚書は別紙附屬書類(五)に列記してある各覺書に包含されている従
前の指令事項に代るものとする。

(三)爾今實際上可能な範圍内で、前記(一)に述べた個人に依る日本への
財産の持込又は日本よりの持出に關する一切の一般的指令は本覺書
の追加若しくは修正の形式で發令せられ、ものとする。

(四)本覺書に使用する用語の定義は別紙附屬書類(一)に掲載してある。
由日本政府は米國第八軍司令官の監督の下に別紙各附屬書類に規定し
てある諸條項を實行するものとする。

○(五)本覺書の諸規定を實施するため適用される諸法令の寫六部を連合國
最高司令部宛提出するものとする。
右寫は英和兩文を含む。

附 録 一 附 録 一 附 録 一 附 録 一 附 録 一

「日本に出入し、或る個人の財産の移動に關する方針」

一、日本へ出入し、或る個人の財産の移動に關しては左

二、日本政府は連合國最高司令部の行別許可なき限り左のもの日本か
ら外國へ輸出又は持出されること、並びに外國から日本へ輸入され
ることを防止し且禁止すること。

A 金銀貨、金銀白金の地金、又は地金の形態をなせる右の合金及其
他、金銀寶石類、
一、但し所有者が着用し又は手荷物に依つて携帯する個人用裝飾用具
を除く。

B 偽造、變造又は模造貨幣

日本銀行券及本附録各款(三)に記載の外國通貨、

D 如何なる政府に對して。政府に對する反、反逆を唱導示せりす

らような内容を有する一切の書物、冊子、新聞、書画、廣告、同
状、寫眞及繪圖

四 一切の猿猴なる物件

五 一切の麻薬若しくは其用具

六 一切の武器、火薬其他炸薬物

但し狩獵用弾藥は個人用の範圍内において適當量の輸入は差支え
ない

日 各國々種又は重要藝術品

一 專賣特許權、實用新案權、商標權及著作権を侵害する物件

三 日本政府は入國港において通貨の所有者の同意を得て米弗通貨を
用交換率に依り日本銀行券と交換する事を認められる。

右に依つて交換された米弗は通貨或向司令官の指定する貿易制度
に入金されるものとする。入國港において日本通貨に交換されない

米弗貨は日本へ入國するものから取上げて左の如く取扱ふこと。

(A) 日本に於いて營業許可を受けたる外國銀行に買却し得る受領證と引

換に日本銀行に委託されて、通商最高司令官の定める現行外國爲替管理規則に基づいて利用されるか、又は

(B) 通貨を引渡す個人の要求に依り、保管證引換に日本銀行に保護預けを爲し、日本から出國の際本人死返還されるか、又は後日

(1) 第三項(A)に規定する賣却可能なる受證と交換されるか、若しくは

(2) 軍用交換率において日本國貨と交換される。

日本政府は日本へ出入國する者から第二項(A)の規定により一切の日本銀行券を取上げ本指令の規定に従い保管するものとする。

日本から朝鮮、又は琉球諸島に歸還する者から取上げた日本國貨に關しては左の特別措置を講ずるものとする。

A 日本政府は大韓民國政府宛に、日本から朝鮮に歸還する者から取上げた日本銀行券につき一世帯の長一人宛拾萬圓を超えない範圍

で日本において支拂をする旨の受領證を發行すること。
右受領證は、通貨を引渡し且日本出國の際これを機行してこれを

大韓民國政府に呈示し同國通貨にて支拂を受けることを認められ
た否に對して交付される。

○B日本政府は紐育ナショナルバンク東京支店の琉球預金積
定に對し、日本より琉球に郵送する者から取上げた日本銀行券に
つぎ一世帯の長一人宛拾萬圓を越えない範圍で日本において支拂
をする旨の受領證を發行すること。右受領證は通貨を引渡し且日
本出匯の際これを携行して琉球羣島政府に呈示の上同地通貨にて支
拂を受けれることを認められた否に對して交付される。

○(A)(B)に記載の受領證は引揚地における日本銀行支店又は代理店に
おいて發行するものとする。

D朝鮮又は琉球羣島に郵送する者から取上げた日本圓貨で拾萬圓を
超えるものは第五填目によつて採育するものとする。

日本政府は日本に出入國する者から、第二填所載の物件で本指令に
よつて特別に許可されてゐるもの以外は一切取上げること。取上げ
た物件は左に示す通り取捨する。

同指令の或る要項は、

A 金銀白金の地金及地金の形態をなせる同上の合金は、日本政府に
おいて日本政府買上價格により所有者から賣上げること。代金支
拂は圓貨にて行ふこと。

B 舊日本帝國國及新日本銀行圓貨は、連台國最高司令官の別途指示
あるまで個人宛受領證引換に圓貨を引渡す者の名義で日本銀行に
保護預けずるものとする。

C 金銀貨及米國弗貨以外の外國通貨は日本に入國する者から個人宛
受領證と引換にこれを取上げ、本人名義で日本銀行に預入れ日本
出國の際本人に返還するか又は連台國最高司令官の指示によつて處理
處理する。

D 偽造、變造、模造貨幣麻藥及その用具、猥褻なる物件如何なる政
府に對しても政府に對する謀反、反逆を唱導示せしめる内容を有
する書物、冊子、文書等、專賣特許權、新案特許權、商標權又は
著作権を侵害する物件、一切の武器類、火藥其他の爆發物は米國
第八軍司令官に引渡すかその指示により處分するものとする。

一切の形態の金銀白金以外の貴金、寶石類、各國の國貨及重要藝術品は連合國最高司令部民間財産管理部に引渡すものとする。

六 日本政府は取上げた物件につき關係人の氏名、國籍、住所、取上げ保管した物件の数量、種類、物件を取上げた者名其他の關係事項につき月報を米第八軍司令官に提出すること。

七 日本政府は、日本に出入國する者で古領軍に所屬しない者各人に対し、別紙内の書式により日本に持込まれ又は持出される財産の申告書を作成しこれに署名することを要求すること。日本を出入國する除申告されない所持品は密貿易行為を構成し昭和二十一年六月四日附SCAP LINE 九六、AGO 九一・三一（四六・六・四）ESS/PC

八 日本政府宛電書一密輸出貿易に關する件により疑斷されるものとする。外交特權を有する者は身の廻り品の點檢は受けなにか前記申告書に署名するものとする。

九 金銀は連合國最高司令部民間財産管理部に引渡すものとする。